

## 北信地域定住自立圏形成に関する協定書

中野市及び飯山市（以下「甲」という。）と野沢温泉村（以下「乙」という。）は、北信地域定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定に基づき中心市宣言を行った甲と、当該中心市宣言に賛同した乙が、定住自立圏を形成し、相互に役割を分担して定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し充実させ、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図ることを目的とする。

### （基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のため、別表に掲げる政策分野の取組において相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

### （事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第3条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、別表に掲げる役割を分担し、協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前項に規定する取組の推進のため、必要な費用が生じるときは、甲及び乙は、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

### （協定の変更）

第4条 この協定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経ることとする。

### （協定の廃止）

第5条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第6条 この協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上これを定める。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成24年12月13日

甲 中野市三好町一丁目3番19号

中野市長 池田 茂

飯山市大字飯山1110番地の1号

飯山市長 足立 正則

乙 下高井郡野沢温泉村大字豊郷9817番地

野沢温泉村長 富井 俊雄

別表（第2条、第3条関係）

① 生活機能の強化

分野	取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
(1) 医療	圏域医療体制の構築	中核的医療機関を中心とした医療連携体制を推進し、住民が安心して暮らせる圏域医療体制の構築を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域の医療連携等において中核的役割を果たす医療機関の構築を推進するとともに、必要な支援を行う。</li> <li>・初期救急医療、二次救急医療体制の維持、確保のため必要な支援を行う。</li> <li>・乙と共同して圏域の医療体制等に関する調査、研究を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域の医療連携等において中核的役割を果たす医療機関の構築を推進するとともに、必要な支援を行う。</li> <li>・初期救急医療、二次救急医療体制の維持、確保のため必要な支援を行う。</li> <li>・甲と共同して圏域の医療体制等に関する調査、研究を行う。</li> </ul>
(2) 住民生活等	地域生活の充実	情報基盤、福祉、環境、企業誘致、雇用促進、教育、防災、子育て支援、消費者被害対策等、住民生活に密接な事業を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乙と共同で住民生活の充実に必要な事業を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲と共同で住民生活の充実に必要な事業を行う。</li> </ul>

② 結びつきやネットワークの強化

分野	取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
(1) 地域公共交通	地域公共交通の維持・活性化	広域的な地域公共交通の課題について研究、検討し、圏域をつなぐバスや鉄道路線など、住民の日常生活や経済活動に必要な公共交通の利便性の向上と運行の維持・確保を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>乙と共同して広域的な地域公共交通の現状、課題等について研究する。</li> <li>圏域をつなぐ公共交通サービスの維持、確保を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>甲と共同して広域的な地域公共交通の現状、課題等について研究する。</li> <li>圏域をつなぐ公共交通サービスの維持、確保を図る。</li> </ul>
(2) 圏域内外の交流	圏域内外の交流促進	広域的観光等の促進による圏域内外の人口の流れの創出を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>乙及び関係機関と連携して観光資源の有効活用を図り、広域観光ルートの設定や情報の共有化及び発信を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>甲及び関係機関と連携して観光資源の有効活用を図り、広域観光ルートの設定や情報の共有化及び発信を行う。</li> </ul>

③ 圏域マネジメント能力の強化

分野	取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
(1) 人材の育成・交流	市町村等の連携強化・人材の育成	市町村職員等の合同研修会、人事交流を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村職員等の合同研修会等の企画、開催及び専門分野の講師等の招聘を行う。</li> <li>圏域市町村職員等の人事交流、派遣研修を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>甲の開催する合同研修会等への参加。</li> <li>必要に応じて職員等の派遣、受入れ等を行う。</li> </ul>